

戦略本部会議の運営の整理について

戦略本部会議設置要綱第2条において、次の(1)から(4)を規定。

(4)の「別に定める基準」が未制定。審議運営を明確にするため、2項目を指定基準として定める。(下記の)

資料2

(1) 「府政運営の基本方針」に関すること

- ・府政運営の基本方針の策定

(2) 「部局長マニフェスト」に関すること

- ・部局長マニフェスト意見交換
- ・部局長マニフェスト進捗状況チェック

(3) 戦略課題（部局横断的な課題を含む）への対応に関すること

あらかじめ知事から、大きな方針の取りまとめについて指示のあるもの及びそれに関連するもの

- (例)
- ・組織戦略に関すること
 - ・財政再建に関すること
 - ・地域主権に関すること
 - ・成長戦略の策定 等

(4) 別に定める基準に基づき本部長が指定する事項の審議に関すること

特に府民にとって重要な施策・制度に関すること

- (例)
- ・経済対策
 - ・条例の制改定 等

個別の事業等であって府政運営に多大な影響を及ぼすおそれのある事案に関すること

〔個別案件の審議について〕

知事自ら審議を求めるものに加えて、事務局としても庁内ガバナンスの観点から、副知事会議で議論される案件等のうち、上記の指定基準を踏まえて戦略本部会議で審議すべきと考えられるものについては、各部局と調整を図る。

各部局においては、上記指定基準を踏まえ、各部局次長が戦略本部会議で審議すべきかどうかの判断に関与し、事務局と連携を図り決定する。

〔決定者が訴訟リスクを負うもの〕

(ア) 府または府の職員が訴訟当事者となるおそれのある事案

- ・行政処分（補助金の取消し、返還請求等）に関し相手方との間で訴訟の可能性があるもの
- ・府の財政支出に関し、住民訴訟の可能性があるもの

〔府として将来にわたり財政面でのリスクを負うもの〕

(イ) 将来の府政運営への影響を十分に考慮すべき事案

- ・インフラ等建設事業の着手、変更等に関すること
- ・上記のほか、個別事案に関すること

必要なものについて、「府政運営の基本方針」、「部局長マニフェスト」にフィードバック